

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷七十第

行發日一月九年二十正大

論叢

間地稅の觀察點 法學博士 神戸 正雄

植民地の經濟政策に就きて 法學博士 山本美越乃

共產の原理 法學士 恒藤 恭

私經營統計概論 法學博士 財部 靜治

海運に於ける競争と獨占との分界 法學士 小島昌太郎

時論

農村問題と其對策 法學博士 河田 嗣郎

說苑

シワーへの法則 經濟學士 岡崎 文規

壹岐國に於ける地割制度 農學士 奥田 彥

雜錄

百姓と町人 法學士 本庄榮治郎

獨逸に於ける勞働立法の發達 經濟學士 中丸 叶

經濟學史上のベツカリア 經濟學士 小川福太郎

植民地の經濟政策に就きて (其の一)

山本美越乃

現今の如くに母國植民地間の關係の極めて密接となれる時代に於ては、植民地に發生する諸般の問題は其の政治的のものたるを經濟的のものたるを問はず、必ず其の波動を母國に及ぼし、植民地は母國と合一して初めて存立の意義を完ふことを得べきが故に、植民地に發生し若くは將來發生を豫想し得るが如き經濟上の問題も、今や單に當該植民地にのみ限定せられたる問題として、全然之を母國の國民經濟より分離して取扱ふこと能はずして、母國植民地の全般に影響を及ぼすべき統一的の問題、換言せば近世の國家的生活に必要な可からざる經濟政策上の問題の重要な一方面を構成するものとして考察せられざる可からず、殊に母國植民地の何れにも偏せずして、諸般の問題の解決に關する鍵關を、常に母子兩國の相互享益主義に置かんとする最も進歩したる思想より論ずる時は、植民地の經濟政策上の問題は常に之を母國の經濟政策と相照應せしむるに非ずんば、完全に所期の目的を達すること能はざるなり。

母國たる植民地たるに論なく、凡そ經濟政策の主眼とする所は、要するに如何にせば該地方に於ける生産事業の發達を促し、其の經濟的價值を増進せしめ得べきかを攻究し、之に對する

適切なる方策を樹つると共に進んで其の實行を期するに在り、故に植民地の經濟政策も亦其の本旨とする所は、之に依りて植民地の富源を開發し、從來未だ汎く利用せらるゝに至らざりし經濟的資源の利用を完からしめ、啻に植民地住民の爲めに有利なる生産事業の基礎を拓くのみならず、母國民の爲めにも亦新なる經濟的利益を享有せしめんとするに在り。¹⁾

植民地の富源を開發し其の生産的活動を敏活ならしめんと欲せば、先づ生産の三大要件たる土地勞力及び資本の三者の協力上に遺憾なき施設を爲さざる可からざるや論を俟たず、然るに植民地に於ける土地及び勞力の問題に關しては、既に拙著『植民政策研究』中に論述したるを以て、茲には資本の問題を中心として植民地の經濟政策に付き考察する所あらんとす。

凡そ植民地が其の富源の開發に於ても經濟上の諸般の活動に於ても往々豫期の如くならざる所以は、是等の植民地に必要なる資本の缺乏せることも亦實に重大なる一原因たらずんばあらざるなり、故に植民地を經濟的に開發して其の價値を發揮せしめんとせば、之が爲めに必要なる資本を招致する方法を講ぜざる可からず、普通の事情の下に在りては植民地の富源の開發に必要な資本は、之を當該植民地に於て調達することは頗る困難にして、母國の力に依りて資本調達の途を開かざる可からず、然れども母國政府自ら直接斯かる責任を負擔することは實際上に於ては寧ろ稀にして、多くは個人を誘ふて其の出資を奨勵し、國家は之に對して相當の保護を與ふるを常

1) 拙著『増訂植民政策研究』第五章 植民地領有の目的 參照

2) 同上第八章 植民地の勞働政策及第九章 植民地の土地政策 參照

とす、固より母國政府は植民地の富源の開發及び其の經濟的價値の増進に關して、重大なる責任を有することは論を俟たずと雖も、個人の資力のみを以ては到底必要なる資本を調達し得ざるか、或は又事業其のもの、性質上單に私經濟的の利害關係を有するものとしてのみ觀る可からざる特殊の企業、例へば鐵道港灣等の設備に要する資本の如きは之を別とし、一般に植民地の私經濟的の企業に必要な資本に至る迄、母國政府自ら之が調達の責に任ずとせば、徒らに企業者の依頼心を増長せしめ、獨立して事業の計畫を立てんとするが如き堅實なる企業家の出現を阻止するに至るべきを以てなり。

故に植民地に於ても亦母國に於けると同じく、私經濟的の企業に必要な資本の調達に關しては、成るべく是等の事業に特に利害關係を感ずる企業者の出資を獎勵し、國家の援助は植民地の企業に伴ひ易き各種の危險に對して相當の保護を與ふる程度に止むるを以て適當とすべし、唯此の一般的原則を如何なる場合にも常に例外なく適用せんとするときは、時としては植民地の富源の開發を無限に延期せしむるに至るの虞れなしとせず、故に斯かる場合には其の實際上の必要の程度に應じて、母國政府自ら資本の調達に當ることは必ずしも不可なりとせざるなり。

植民地の事業に對しては能ふ限り個人の出資を獎勵することを以て本體となすべきこと以上要遞せる所の如しと雖も、企業の種類に依りては固より一個人の單獨經營に適せざるものあり、否

事業其のもの、本質よりせば敢て單獨的に之を經營し得ざるにあらざるも、植民地の如き隔地の企業には多少冒險的の要素を包含するを以て、企業の危険を成るべく多數人に分擔せしむることは、諸種の點より考察して最も望ましき事情あり、故に一個人の出資を奨励すると共に植民地の事業に對して更に好ましき出資の形式は、多數人の資本を合して所謂協同的に放資の途を講せしむるに在り、是れ從來何れの植民國に於ても植民地の事業は一個人の單獨經營に之を委ぬるよりは、富源の開発を目的として組織せられたる協同的の經營機關即ち會社をして之に當らしめたる所以なりとす。¹⁾

而して斯かる場合に於ける會社の設立に關しては、當該植民地の事情を斟酌して植民地毎に其の組織に多少變更を加ふるの必要あり、現今文明國に於ける會社の組織は所謂準則主義に據り、詳細なる法律の規定に準據して設立せしむることとなり居れるも、普通植民地には特殊の事情存し、母國の法律のみに依りて之を律すべからざるものあるが故に、植民地に設立せらるべき會社には多少自由を與へ、準則主義に代ゆるに認可主義を以てすること、時としては植民地の事業に放資を誘ふ上に於て必要なことあり、例へば嘗て獨逸が植民地を領有したる時代に、帝國の法律に據る會社設立の要件は、植民地の幼稚なる事情に對しては適用し得べからざるものありしより、最初は舊普魯西の國法に準じて比較的自由に植民地會社を設立せしむる主義を採り、後には

1) Cawston and Keane, The Early Chartered Companies, 1896.
Willson, The Great Company (1667-1871) : 1900.

帝國の法律も亦其の必要を認め植民地の事業の爲めに特殊の會社組織を許し、成るべく國權の干渉を避けんとしたるが如きは之に屬す。¹⁾

次に又植民地に設立せらるべき會社に付きて從來各國に於て議論の存する問題は、若し之を株式會社となす時は其の株式金額の標準を如何に定むべきかと云ふこと是れなり、此の問題に關しては株式金額の標準を成るべく少額となすべしとの説と、反對に之を少額となすべからずとの説の二あり。

前説の理論上の根據となれる點は、株式金額の標準を少額となし、何人と雖も容易に株式の募集に應じ得る様になす時は、植民地の富源の開發に必要な資本を比較的確實に調達することを得るのみならず、斯くして成るべく多くの人々に植民地の事業に参加せしめ之を翼成せしむる機會を開く時は、不知不識の間に母國植民地間の關係を緊密ならしめ、延て植民政策上の諸般の施設を有効に實行し得るの利益ありと言ふに在り、英國に於ては此の主旨より株式の最低額は法律を以て之を制限せざる主義を採れり。

然るに之に對して後説の論據となれる點は、植民地の事業は之を母國の事業に比較する時は一般に多少危險の要素を包含し、事業の性質上よりせば利益の確實なるべきものも、實際上に於ては母國植民地間の事情の相違其の他の原因よりして時に損失を招くの虞れなしとせず、殊に植民

1) Köbner, Einführung in die Kolonialpolitik, S. 171.

地の事業は着手後數年間は最も警戒を要し、結局は好成績を擧ぐべき事業も、所謂試験的の時代には諸種の困難に遭遇することあるべきを覺悟せざる可からず、果して然りとせば植民地の事業に小資本家若くは小貯蓄者階級の放資を誘ふことは大に考慮すべき問題たり、尤も論者が成るべく多くの母國人をして植民地の企業に参加せしめ、之に因りて間接に植民事業に對する國民の興味と熱心とを喚起せしめんとする主旨に至りては、毫も非難すべき理由を發見すること能はずと雖も、這是其の事業の成功を確實に豫見し得る場合に初めて問題となり得べきものにして、事業の前途を確實に豫見し得ざるか、或は損失の危險に曝さるゝの惧れあるが如き性質のものなることには、多くの小貯蓄者階級換言せば國民の多數に却て不安の念を抱かしめ、延て植民事業に對する國民的の同情心を失はしむるに至る虞れありと言ふに在り。

以上の兩説に就きて先づ根本的に區別すべき點は、植民地に設立せらるべき會社の株式は、母國人をして之を引請けしむることを以て主眼となすや、或は又植民地住民をして之を引請けしむることを以て主眼となすや如何と云ふこと是れなり、主として母國人をして之を引請けしめんとする場合には、前説即ち小株式主義よりは寧ろ後説即ち大株式主義を以て優れりとすべき幾多の理由あり、故に實際上に於ても英國の如きは法律を以ては特に株式の最低額を制限せざるも、實買取引の實況は一般に大株式を歡ぶの傾向あるより、自ら大株式主義に傾かんとするの風あり、

獨逸に於ても植民地を領有したる時代には、法律上に於ては株式の最低額に制限を設けざりしこと英國と同一なりしも、植民地官廳の方針としては帝國政府の特別の保護の存せざる限りは、二百馬克を以て株式の最低額となすべきことに一致し、其の他此の問題に關する國際植民協會大會に於ける意見の多くも亦大株式主義を以て優れりとなせり。¹⁾

然れども植民地住民をして株式を引請けしめんことを主眼として會社を設立する場合には、其の株式金額の標準の決定は自ら之と同一に論ずべからざるものあり、蓋し當該植民地の住民は母國人と異なり、今や將に計畫せられんとしつゝある事業の性質及び其の將來に對する見込等に付き、比較的正確なる判斷を爲し得べき地位に在ると、植民地住民中より株式の應募者を得んと欲せば、大株式主義に依りては容易に所要の資本を調達し得ざる虞れあると、假りに多少の危険を伴ふものありとするも成るべく各人の危険の分擔を小ならしむることは、當該植民地の一般經濟上の事情より考察せば最も望まじき所なるを以て、植民地住民をして株式を引請けしめんことを目的として會社を設立する場合には、大株式主義よりは寧ろ小株式主義を以て優れりと言はざる可からず。

此の如き特殊の事情を考慮せざる結果、新に植民地に設立せらるべき會社が、不自由なる母國の法律に據るよりは、斯かる點に付きて比較的自由を有せる他國の法律に據りて設立せらるゝに

1) Köbner, a. a. O. S. 172-173.
Bibliothèque Coloniale Internationale, Compte rendu de la session de Wiesbaden 1904; Compte rendu de la session tenue à Bruxelles 1907.

至れる實例は、嘗て膠州灣に於て獨逸の實驗したる所に屬す、即ち膠州灣の住民等は新に株式會社を設立せんとする場合には、會社の本籍は獨逸の法律に比較せば遙に便宜を與へ殊に小株式の發行の自由を認むる香港に之を置き、以て本國の法律の支配を免れんとしたるが如きは之が適例たり、然れども此の如きことは母國及び植民地の双方にとりて決して好まじきことに非ず、故に斯かる弊を防止せんと欲せば、植民地の事業に要する資本を成るべく植民地住民中より調達せしめ植民地の經濟的發展の爲めに直接住民の協力を奨勵せんとするが如き場合には、其の會社組織の如きも能ふ限り當該植民地の實情に適合し、且多數住民の最も便とすべき方法に依りて株式募集其の他資金調達の途を講ぜざる可からず、此の點より考ふるも徒に母國の法律を盾として、植民地の企業組織を輕々に批評せんとするが如きは誤れりと言はざる可からず、大株式主義に據らんとする植民地の企業は、母國の法律に據りて之を律せんとすること必ずしも不可なりとせざるも、小株式主義に據るを以て寧ろ適當とすべき性質のものにありては、當該植民地の實情及住民の便宜を參酌して特別の法規に據らしむることは、却て植民地の經濟的發展を促進せしむる所以のものたることに注意せざる可からず。

既に述べたるが如く普通の事情の下に於ては植民地の富源の開發に必要な資本は、少くとも最初は之を植民地に求むることは困難にして、假令後日植民地の完全なる發達を遂げたる際は

之を償還し得べき機會ありとするも、此の如きことは念頭に置かずして、母國より必要なる資本を調達して之を充たすの覺悟なかるべからず、私經濟的の性質を有する企業資本の調達に關しては以上要論せる所の如しと雖も、假令事業其のもの、性質上單に私經濟的の利害關係を有するものとしてのみ觀る可からざる企業に在りても、其の設備に要する資本は最初は母國に於て之を調達するに非ずんば、事業の進捗を期すべからざることは從來各國の實驗する所たり、而して斯かる場合に母國が其の資本を融通する方法としては、之を母國の豫算に計上して所謂母國の經常資源中より融通する方法と、別に借入金即ち特別の資源を求めて之を融通する方法の二あるも、前者は寧ろ植民地の開發に必要な施設の完成を遅延せしむるの虞れあるを以て、適當の時期に適當の條件を以て借入金をなし、之に依りて必要な施設を成るべく敏速に完成せしむる方法を採用するに如かず、過去に於ける佛國の植民地の開發の遅々として進まざりし重大なる原因の一は、實に此の點に存したることは嘗てルノー氏に依りて指摘せられたる所たり。¹⁾

次に植民地の開發に必要な資本調達の問題に關聯して攻究すべきは、植民地の信用機關の設備に關する問題是れなり、從來の通説に従へば等しく植民地の富源の開發と稱するも、移住植民地（農業植民地）と放資植民地（採收植民地）との間には著く事情を異にせるものありとし、即ち移住植民地に於ては土着の住民は勿論新に移住し來れる者と雖も、其の利用を待てる土地の到る處

1) E. Renaud, Les Banques Coloniales, p. 12-13.

に散在せるより、忠實熱心に之が利用に注意して怠ることなくんば、比較的少額の資本を以てするも尙は能く富源開發の目的を達し得ざるにあらず、然るに放資植民地は之と全く事情を異にし、土着の住民たると移住者たるを問はず、資本を有せざる者は殆ど成功の見込存せずと言ふも不可なし、蓋し放資植民地は一般に其の地方の風土に慣れたる勞力潤澤にして且其の報酬の如きも頗る低廉なるより、斯かる植民地の富源を開發せんと欲せば、巨額の資本を擁して是等の低廉なる勞力を使用し、大規模組織に依りて事業を經營するにあらずんば、其の目的を達すること困難なるを以てなりと云ふに在り。¹⁾

然れども吾人の觀る所に依れば、移住植民地たるも放資植民地たるもに論なく、苟くも植民地の富源の開發には常に資本の後援を必要とし、其の後援の程度に依りて植民地の經濟的發展に著き差異を生ずることは、現に我が植民地及準植民地例へば朝鮮臺灣及關東州等の實況に徴するも明かなるを以て(我が國の植民地及準植民地は何れも母國人の移住に適する所謂移住植民地たる性質を有し、歐洲諸國の熱帶地方に有する放資植民地の如きとは全く其の類を異にせり)、何れの點よりするも資本の融通を圓滑ならしむべき信用機關の完備は、植民地開發の第一義たるを失はずと信ず、殊に植民地の開發或程度に達し、原始的の産業狀態より漸次第二次的即ち商工業的の産業狀態に移らんとする場合は勿論、其の開發未だ此の程度に達せざる農業時代に在りても、

1) Reinsch, Colonial Administration, p. 183.

完全なる設備を有せる信用機關の有無は、直接植民地の經濟的發展に重大なる關係を有す、蓋し植民地に於ける農業經營者が資金の必要を感ずる場合には、土地を擔保として金融の便を受くることは最も確實なる一方法たりと雖も、單に之のみを以ては未だ植民地の農業金融を圓滑ならしむることを得ず、之と共に土地を有せざる者若くは之を有するも土地を擔保となすことを欲せざる者に對しても資金融通の便を與ふるの必要あり、而して斯かる場合には農業經營者に對する個人的信用又は豫期し得べき收穫即ち所謂青田を擔保として資金の融通をなすの他途なし、植民地に於ける農業經營者は假令自ら廣大なる土地を有せる者と雖も、往々收穫前に資金の不足に苦むことあり、況んや未だ其の地位に達せざる小農業者に在りては、資金の必要を生ずる場合には高利貸は彼等に對する唯一の金融業者たることは、何れの植民地に於ても殆ど共通の現象たるを以て、是等の大小農業者の爲めに完全なる組織を有せる金融機關を設くることは、植民地の經濟政策上極めて緊要なる事項たるを以てなり。

然れども植民地に設けらるべき金融の機關即ち所謂植民地銀行なるものは、母國に於ける金融機關と異なり、諸種の點に於て頗る自由に、且臨機應變の措置を爲し得べき性質のものたらざる可からず、何となれば植民地の如き今や進歩の道程に向はんとしつゝある新開地方に在りては、母國に於て想像し得べからざる新なる事情の發生に伴ひ、之に適應すべき資金融通の途を講じ、

或は從來農業者間に其の地歩を確立して容易に抜く可からざる勢力を扶植せる高利貸に對抗して其の事業の進捗を計り、或は信用調査に關する機關の不完全なる植民地に於て、個人の信用の程度及收穫の豫想等に付きて誤らざる判斷を與へ、或は資金の回收債權の保障殊に植民地金融には附隨の現象たる長期貸付等に關しても臨機の處置を必要とする等、一面より之を考ふる時は金融機關としては相當の危險を冒さざる可からざるものあるを以てなり、故に植民地の金融機關は母國に於ける金融機關と同一に之を律すべからざるのみならず、寧ろ一方に於ては自由活動の餘地を大ならしめ、他方に於ては能ふ限り其の活動を援けて妄りに拘束を加ふるが如きことなき様心懸くるに非ずんば、到底其の目的を達せしむること能はざるなり。(未完)